

# 令和6年度入札参加資格審査申請 中間受付(追加受付)の手引き

令和5・6年度の定期入札参加資格審査申請をしていない方で、令和6年度に日光市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、および物品の製造・販売または役務の提供の入札に参加を希望する方は、次により関係書類を添えて申請してください。

## 1. 競争入札参加者の資格

### ◇共通事項

- \*1 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと。
- \*2 国税・県税及び日光市税に未納がないこと。

**市税：**「市税の納付状況に関する確認の同意書」(別紙様式)を提出してください。

市契約検査課において完納の確認をします。

**県税：**「県税全税目納税証明書」を提出してください。

※県内業者は、納付すべき税額がない場合も提出が必要です。

※県外業者は、栃木県内に納税義務を有する場合(栃木県内に営業所を有している等)には提出してください。

**国税：**「納税証明書の写し」を提出してください。

- \*3 申請者及び申請者の役員、申請者の使用人、申請者の経営に事実上参加している者が、日光市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条に規定される暴力団及び暴力団員等または密接関係者でないこと。

### ◇建設工事

- \*1 建設業の許可を受けていること。
- \*2 審査基準日が**令和4(2022)年8月1日から令和5(2023)年7月31日**の間に含まれる建設業法に基づく建設業者の経営事項審査を受審し、経営規模等評価結果通知を受けていること。  
(経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しが必要となります。)
- \*3 社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)に加入していること。(※適用除外の方は除く。)
- \*4 当市の電子入札システムの利用者登録がしてあること。ただし、新規登録希望者は、入札参加資格審査終了後(令和6年4月1日以降)に登録してください。

### ◇測量・建設コンサルタント

- \*1 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。
- \*2 営業に関し、法律上必要とする資格を有していること。
- \*3 当市の電子入札システムの利用者登録がしてあること。ただし、新規登録希望者は、入札参加資格審査終了後(令和6年4月1日以降)に登録してください。

### ◇物品の製造・販売または役務の提供

- \*1 経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

\*2 入札参加資格審査基準日（令和6年1月9日）前1年以内に決算が行われていること。

## 2. 有効期限 **令和6年4月1日から令和7年3月31日まで**

3. 提出及び問合せ先 〒321-1292  
栃木県日光市今市本町1番地  
日光市役所 財務部 契約検査課 契約係  
Tel (0288) 21-5134

## 4. 申請受付期間 **令和6年1月9日（火）～令和6年1月23日（火）当日消印有効**

## 5. 申請様式及び必要書類

申請様式及び必要書類は、下記 URL からダウンロードできます。

<https://www.city.nikko.lg.jp/keiyaku/gyousei/nyuusatsu/gyousyatouroku.html>

「日光市ホームページ」→「事業者の方へ」→「業者登録（入札参加資格審査申請）」

なお、**必要書類は「提出書類一覧表」をご参照ください。**

## 6. 提出方法

◇**郵送（宅配便等も可）を原則**とします。

ただし、やむを得ず持参する場合は、郵送と同様の状態で提出してください。

\*1 郵送の際、封筒に「**入札参加資格審査申請書在中**」と朱書してください。

\*2 **申請期間内「令和6年1月9日（火）～令和6年1月23日（火）」のみの消印有効**となりますのでご注意ください。

◇申請書類等は、**クリアフォルダ（A4版）**に入れて提出してください。

## 7. 提出書類の確認

**受付した証として、受付印を押印した申請書（1枚目）の写しの送付を希望される方は、宛先を明記し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。**

## 8. 営業所受任にあたっての留意事項（建設工事・測量・建設コンサルタント）

建設工事及び測量・建設コンサルタントの営業所受任については、入札参加資格登録申請時（定期・中間）のみの受付とし、随時の登録はいたしませんので、ご了承ください。

\*1 建設工事の場合、申請書における受任営業所等が建設業法に基づく許可を有する営業所等でない場合には、営業所としての登録とはなりません。

\*2 建設工事・測量・建設コンサルタントの受任営業所において許可を有していない業種については、登録業種とはなりません。

- \*3 日光市内の営業所等の申請については、当該受任営業所等において申請業種の許可を有しており、技術者を配置し、日光市内営業所認定基準（日光市準市内業者認定基準）の要件を満たしていることが必要となります。

## 9. その他

栃木県が行う建設業者の経営事項審査については、下記へお問い合わせください。

栃木県県土整備部監理課建設業担当（Tel 028-623-2390）